

議案参考資料

[平成 30 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

子育て支援課 子育て支援係

議案名

議案第 14 号 桐生市屋内遊戯場の設置及び管理に関する条例案

趣旨・目的

桐生市保健福祉会館内に子ども及びその保護者を対象とした屋内遊戯場を開設するに当たり、設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものです。

概要

本条例で次の事項等を定めます。

1 設置目的(第 1 条)	子ども及び保護者が集い、遊び、及び交流するための場を提供し、憩いの時間を過ごすことのできる空間を創造することにより、子どもの健やかな成長及び子育て家族の保護者の不安解消等に寄与すること
2 名称及び場所(第 2 条)	名称：桐生市屋内遊戯場 場所：桐生市末広町 13 番地の 4 (桐生市保健福祉会館 3 階)
3 施設の機能(事業内容)(第 3 条)	①屋内における子どもの遊び場の提供 ②子ども及びその保護者が集い、相互に交流を深めることができる場の提供 ③子育てに関する情報提供及び相談
4 利用者の範囲(第 4 条)	① 保護者が同伴する小学生以下の児童 ② 小学生以下の児童に同伴する保護者
5 使用料(第 5 条)	規則で定める利用時間区分ごとに、小学生以下の児童 1 人につき 100 円

(施行期日：平成 30 年 4 月 1 日)

背景・経過

市政懇談会や市民の声アンケート等において、天候に関係なく、幅広い年齢の子どもと一緒に遊ぶことのできる屋内施設の設置を要望する意見が多く寄せられていた中、近隣市の状況等も踏まえ、子育て世代包括支援センターの機能強化を進めている桐生市保健福祉会館内に当該施設を設置することとしたものです。